

防犯カメラシステム売買契約約款

お客様（ご注文主様 以下「甲」という）と株式会社USEN Camera Solutions（販売者 以下「乙」という）間における防犯カメラシステム（以下「本商品」という）の売買契約は以下の約款によるものとします。

第1条（売買契約）

売買契約（以下「本契約」という）は、甲の提出するサービス加入申込書と乙の発行する物品受領書の交換によって成立するものとします。

第2条（引渡）

- 1 乙は、物品受領書記載の期日までに甲に本商品を引き渡すものとします。
- 2 本商品の引渡場所は甲の指定する場所とし、指定場所での甲の受領をもって甲への引渡は完了します。
- 3 引渡場所までの運賃は、原則として乙の負担とします。

第3条（検品）

甲は、乙より本商品の引渡を受けた後、本商品に数量不足又は直ちに発見できる瑕疵がある場合には、本商品引渡後7日以内に乙に申出るものとします。乙は、かかる通知のあった瑕疵のある商品については、遅滞なく乙の費用をもって追加引渡又は代替品の引渡を行うものとします。

第4条（設置工事）

- 1 乙は、甲の注文に基づき、甲の指定する場所において本商品の設置工事を行うものとします。
- 2 設置工事の代金は、サービス加入申込書及び物品受領書に記載のとおりとします。
- 3 甲は、第2条の引渡期日までに設置場所の環境を整え、必要な電源工事等を行い工事受け入れの準備を完了するものとします。
- 4 甲が乙に第1項の設置工事を注文した場合、第2条の本商品引渡は乙の設置工事完了時とします。
- 5 乙が第1項の設置工事を請負う場合、動作確認を行う上で本商品の工場出荷時パスワードを利用することがあります。甲はあらかじめ乙が工場出荷時の初期パスワードを利用することに同意します。

第5条（代金支払）

- 1 甲は、乙から買受けた本商品及び設置工事の代金を、サービス加入申込書及び物品受領書に記載の期日までに乙の指定する金融機関口座への振込により乙に支払うものとします。支払の際の金融機関手数料は甲の負担とします。
- 2 甲は、前項の代金の支払を遅延したときは、支払い期限の翌日より支払い完了まで、年14.5%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。
- 3 甲は、乙が発行する請求書を受領したとき、速やかにその正否を照合し、差異がある場合は、直ちに具体的事由を記載した書面を添えて乙に通知することとします。

第6条（クレジット契約）

- 1 甲は、乙の提携するクレジット会社等とクレジット契約を締結することができます。
- 2 クレジット契約が不成立の場合には、甲は乙の承諾を得て第5条第1項の方法により本商品及び設置工事の代金を支払うものとします。
- 3 甲の事由によりクレジット会社からクレジット契約の承認が得られず、第5条第1項の方法による支払も行われない場合は、乙は本契約を解除し、甲に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコストの額を損害賠償請求できるものとします。

第7条（リース契約）

- 1 甲が乙の提携するリース会社等とリース契約を締結した場合、乙は損害賠償責任を負うことなく本契約を解除できるものとします。
- 2 リース契約が不成立の場合には、甲は乙の承諾を得て第5条第1項の方法により本商品及び設置工事の代金を支払うものとします。
- 3 甲の事由によりリース会社からリース契約の承認が得られず、第5条第1項の方法による支払も行われない場合は、乙は本契約を解除し、甲に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコストの額を損害賠償請求できるものとします。

第8条（所有権の移転）

- 1 本商品の所有権は、本商品の代金決済と同時に乙から甲に移転するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、本商品の売買がクレジット契約又はリース契約による場合、本商品の所有権は、クレジット会社等又はリース会社等による本商品の代金決済と同時に、乙からクレジット会社等又はリース会社等に移転するものとします。

第9条（遠隔接続情報の管理）

- 1 防犯カメラシステムにおける遠隔接続に必要なアドレス及びパスワード等の情報は甲の責任において適正に管理するものとします。
- 2 前項の遠隔接続に必要な情報の管理については、本商品に予め設定されている工場出荷時パスワードの定期的な変更を含むものとします。
- 3 第1項の定めに従い、遠隔接続に必要なアドレス及びパスワード等の情報が漏洩したことによる甲又は第三者の損害について、乙は一切の責を負わないものとします。

第10条（個人情報の取扱）

乙は甲の個人情報を、乙の個人情報保護方針(<https://usen-camera.co.jp/rule/statement.pdf>)に従い適正に取扱います。

第11条（危険負担）

本商品の引渡前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、本商品の引渡後に生じたこれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とします。

第12条（不可抗力）

天災地変、紛争等乙の責によらない事由により、乙から甲への商品引渡しに支障が生じた場合には、乙は甲に対して何ら損害賠償の責を負わないものとします。

第13条（保証期間）

- 1 本商品の保証期間は、第2条及び第4条で定める引渡日から1年間とします。但し、本商品のメーカーより公開されている保証期間が異なる場合はメーカーによる保証期間を優先して適用します。
- 2 前項の期間内に本商品に故障等が発生した場合、乙は無償で修理又は良品との交換をするものとします。
- 3 前項の故障原因が甲又は第三者の責による場合は、乙は保証の責を免れるものとし、以下の各号の保守サービスは有償とし、甲は乙の見積に基づき保守費用を支払うものとします。
 - ① 甲の要請による本商品の移設、撤去などの作業
 - ② 誤操作、落下等甲の責による本商品の損傷、故障の修復
 - ③ 乙又は乙の指定する第三者以外による改装、若しくは修理による損傷、故障の修復作業
 - ④ 事故、自然災害による損傷、故障の修復作業
 - ⑤ 有償保守業務における作業員の出張費用

第14条（免責）

乙は、原因の如何を問わず、本商品の記録機能障害また記録データの逸失により、甲及び第三者が受けた損害についての賠償義務を負わないものとします。

第15条（期限の利益の喪失）

- 1 甲が、次の各号のいずれかに該当した場合、乙による何らの催告を要せず、甲は当然に乙に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、乙に対し残債務全額を一括で弁済するものとします。
 - ① 甲が本約款の規定に違反したとき。
 - ② 本契約に基づく金銭債務を期限までに履行しないとき。
 - ③ 本契約に限らず、乙との間で締結した契約に違反したとき。
 - ③ 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - ④ 手形、小切手の不渡を出して、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けるおそれがあるとき。
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更正、特別清算の申立があったとき。
 - ⑦ 営業を停止し、又は変更し、若しくは解散の決議をしたとき。

- ⑧ 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき。
 - ⑨ 乙に通知することなく住所を変更し、乙が移転先を容易に確認できないとき。
 - ⑩ サービス加入申込書に記載の納期を1ヶ月以上経過しても本商品の受入を拒否したとき。
- 2 前項の場合、乙は甲に対し何らの催告を要せず、自己の債務の履行なく直ちに本契約を解除することができるものとします。本契約の解除が本商品の引渡前である場合には、乙は甲に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコストの額を損害賠償請求できるものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- ① 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること
- ② 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、又は、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事させていると認められること
- ③ 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- ④ 自らの役員（取締役、執行役、監査役、執行役員、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力であること、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑤ 本契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資するものであること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的言辞又は暴力的行為
- ④ 風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情があると判断された場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自らが第1項のいずれか一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

4 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する一切の期限の利益を喪失させ、通知又は催告等何等の手続きを要しないで直ちに本契約の全部又は一部を将来に向けて解除できるものとする。

5 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

6 第4項に基づく解除により、解除をした当事者が損害を被った場合、解除された当事者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

第17条（合意管轄）

本契約より生ずる訴訟については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（約款の変更）

1 乙は、本約款を変更することがあります。この場合、甲は変更後の約款の適用を受けるものとします。

2 約款を変更する時は、乙のホームページ(<https://usen-camera.co.jp/rule/salestermofcamera.pdf>)その他乙が別途定める方法により通知します。

以上

令和6年9月1日制定
令和6年10月29日改定